

令和6年 第2回洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会

日 時 令和6年12月23日
午前10時00分
場 所 やまなみ苑 会議室

洲本市・南あわじ市衛生事務組合 議会 議 長 近 藤 昭 文
副議長 谷 口 博 文

会議に出席した議員（10名）

1 番議員 近 藤 昭 文	2 番議員 高 島 久美子
3 番議員 柳 川 真 一	4 番議員 小 野 章 二
5 番議員 生 田 進 三	6 番議員 印 部 久 信
7 番議員 谷 口 博 文	8 番議員 廣 内 孝 次
9 番議員 吉 田 良 子	10 番議員 木 場 徹

会議に欠席した議員（0名）

管 理 者	南 あ わ じ 市 長	守 本 憲 弘
副 管 理 者	洲 本 市 長	上 崎 勝 規
会 計 管 理 者	南あわじ市会計管理者	加 野 泰 生
事 務 局 長	南あわじ市環境課長	三 明 耕 司
事 務 局 次 長	洲本市生活環境課長	國 芳 俊 宏
施 設 長		山 田 孝 文

事務局長 みなさま、おはようございます。只今より洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会の開会をさせていただきます。尚、蔭山議員より議長の辞表が提出されており、議長が空席となっておりますので、議長が選任されるまでの間、議事進行につきましては地方自治法第106条第1項の規定により副議長にお願いしたいと存じます。それでは高島副議長よりお願いいたします。

副議長 みなさん、おはようございます。開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日招集されました令和6年第2回洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会の開会にあたり、先程事務局長より説明がありましたとおり、議長空席に伴い私が議長の職務を行うこととなりました。議長選出までの限られた時間ではございますが、議員各位のご協力によりまして、無事任務を果たしたいと存じます。何卒、格段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶といたします。それでは管理者のご挨拶を伺うことといたします。管理者よりお願いいたします。

管理者 はい、おはようございます。開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。この度、令和6年第2回洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会を招集させていただきましたところ、年末のたいへん多忙な時期に皆様方議員各位に、ご参集いただきましてたいへんありがとうございます。今回ご提案を申し上げ、ご審議をいただきます案件は、先日ご送付申し上げましたとおり、報告案件が3件と令和5年度一般会計歳入歳出決算でございます。

何卒、慎重且つ適切なるご審議を賜りまして、ご賛同下さいますようお願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。
どうぞよろしくお願いいたします。

副議長 ありがとうございます。本日は南あわじ市議会での組合議会議員選挙後初めての議会でありますので、議員各位、管理者、副管理者、会計管理者及び事務局職員を紹介いたします。洲本市議員より紹介をいたします。近藤昭文議員、柳川真一議員、小野章二議員、生田進三議員、続きまして南あわじ市議員を紹介いたします。印部久信議員、谷口博文議員、廣内孝次議員、吉田良子議員、木場徹議員、以上で議員の紹介を終わります。次に、管理者 南あわじ市長 守本憲弘さん、副管理者 洲本市長 上崎勝規さん、会計管理者 南あわじ市会計管理者 加野泰生さん、事務局長 南あわじ市環境課長 三明耕司さん、事務局次長 洲本市生活環境課長 國

芳俊宏さん、施設長 山田孝文さん、事務局職員 古川剛康さん、事務局職員 森崎栄広さん、以上で紹介を終わります。それでは只今から令和6年第2回洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会を開会いたします。議員の出席状況を事務局に報告させます。事務局。

事務局次長 はい、報告いたします。只今の議員の出席状況は、出席10名であります。当組合の議員定数は10名であり、地方自治法第113条に規定する定足数に達しております。

副議長 只今事務局からの報告のありましたとおり、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。本日の日程はお手元に配布されておりますが、念のため事務局に朗読をさせます。事務局。

事務局次長 はい、失礼いたします。それでは朗読いたします。

令和6年 第2回 洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会議事日程

令和6年12月23日

日程第1 仮議席の指定について

日程第2 選挙第2号 洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会議長の選挙について

日程第3 議席の指定について

日程第4 会議録署名議員の指名

日程第5 会期の決定

日程第6 報告第1号 令和5年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第7 報告第2号 専決処分の承認について

日程第8 報告第3号 専決処分の承認について

日程第9 認定第1号 令和5年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計決算認定について

以上でございます。

副議長 ありがとうございました。それでは只今から議事に入りたいと思います。日程第1 仮議席の指定をいたします。仮議席は、ただ今ご着席の議席といたします。

次に、日程第2 選挙第2号洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会議長の

選挙を行います。暫時休憩いたします。

(10:07～10:07 暫時休憩)

副 議 長 それでは会議を再開いたします。お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副 議 長 ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決しました。副議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副 議 長 ご異議なしと認めます。よって副議長において指名することに決しました。それでは、指名いたします。洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会議長に、1番近藤昭文議員を指名いたします。お諮りいたします。只今指名いたしました近藤昭文議員を洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副 議 長 ご異議なしと認めます。よって只今指名いたしました近藤昭文議員が洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会議長に当選されました。只今当選されました近藤昭文議員が議場におられますので本席より告知いたします。それでは議長のご挨拶を伺うことにいたします。はい、近藤昭文議長。

議 長 はい、失礼いたします。ここに皆様方のご推選を受けました上は、一身を挺してこのご厚意に報いる所存でございますのでよろしくお願いいたします。任務の重大さを痛感しております。皆様方のご支援をいただきまして、職務を全うしたいと念願しておりますので、どうか今後ともご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたしまして、簡単ですが挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いします。

副 議 長 ありがとうございます。以上で副議長として議会冒頭における職務を無事遂行することができました。ひとえに議員各位のご協力の賜物でございます。厚くお礼申し上げます。それでは、新議長と交代をいたします。議長よろしく願い申し上げます。

議 長 これより議長席に着かせていただきます。よろしく願いいたします。座って進行します。
只今高島副議長より辞表が提出されましたので、副議長の席が空席となっております。この際副議長の選挙を日程に追加して、副議長の選挙を行いたいと思いますが、只今追加日程を配布させます。

(追加日程配布)

議 長 配布漏れははございませんか。配布漏れがなければ追加日程を事務局に朗読させます。事務局よろしく願いします。

事 務 局 次 長 失礼いたします。以降説明は着座にて行わせていただきます。
洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会議事追加日程
令和6年12月23日
追加日程第1 選挙第3号 洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会副
議長の選挙について
以上でございます。

議 長 朗読が終わりました。お諮りいたします。副議長の選挙を日程に追加して、選挙を行います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって副議長の選挙を日程に追加して、直ちに選挙を行うことを決定しました。暫時休憩します。

(10:11～10:12 暫時休憩)

議 長 それでは会議を再開いたします。追加日程第1副議長の選挙を行います。お諮りいたします。選挙の方法につきましては地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ございま

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決しました。お諮りいたします。議長において指名することにいたしたいと思
います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議長において指名することに決定しまし
た。それでは指名いたします。洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会副議
長に谷口博文議員を指名いたします。お諮りいたします。只今議長におい
て指名いたしました谷口議員を洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会副議
長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって只今指名いたしました谷口議員が洲本
市・南あわじ市衛生事務組合議会副議長に当選されました。只今当選され
ました谷口議員が議場におられますので本席より告知いたします。それで
は副議長のご挨拶をお伺いしたいと思います。

副 議 長 どうもみなさん、おはようございます。副議長に指名いただきありがと
うございます。頑張ってやりますのでよろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。それでは、只今より議事に入りたいと思いま
す。日程第3議席の指定について。議席は組合議会会議規則第3条の規定
により議長において指名いたします。只今ご着席のとおりに定めたいと思
いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 ご異議なしと認め、さように指定いたします。
次に日程第4会議録署名議員の指名をいたします。2番高島久美子議員、
7番谷口博文議員、この両名を指名いたします。

続いて日程第5会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって今期定例会は本日1日と決定いたしました。

それでは議案の審議に入ります。日程第6報告第1号令和5年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。朗読は省略して管理者の説明を求めます。管理者よろしくお願いします。

管理者 はい、議長。報告第1号令和5年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、事務局の方からご説明申し上げます。

議長 はい、事務局。

事務局長 失礼いたします。報告第1号令和5年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明を申し上げます。これは、令和6年3月の議会定例会でご決定いただきました繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を提出して報告するものでございます。その内容は、繰越明許費繰越計算書に記載のとおり、翌年度への繰越事業は工事請負費の送風機インバーター更新工事でございます。以上で、報告第1号の説明を終わります。

議長 説明が終わりました。本件についてのご質疑、ご意見ございませんか。それではなしということで、なければ、報告第1号については報告を終わります。

続きまして日程第7報告第2号専決処分の承認について議題といたします。朗読は省略して管理者の説明を求めます。管理者。

管理者 はい、議長。報告第2号専決処分の承認につきましては、事務局からご説明を申し上げます。

事務局長 失礼いたします。報告第2号専決処分の承認について、ご説明申し上げ

ます。本件は兵庫県市町村職員退職手当組合の事務所の移転に伴う規約の変更につき、地方自治法２８６条第２項の規定に基づく関係地方公共団体の協議によりこれを定めるため、同法第２９０条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。本規約の施行日であります令和６年７月１日までに当組合議会を開催することが容易でなかったことにより、専決処分をさせていただいております。内容につきましては、同組合の事務所の位置を、神戸市中央区下山手通４丁目１６番３号、兵庫県民会館内から神戸市中央区東川崎町１丁目３番３号、神戸ハーバーランドセンタービル内に変更するものでございます。以上で報告第２号専決処分の承認についての説明を終わらせていただきます。何卒慎重ご審議いただきまして、ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長 説明が終わりました。本件についてのご意見、ご質問ございませんか。ほかになければ、これにて質疑を終わります。お諮りいたします。報告第２号専決処分の承認について、報告のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長 全員賛成です。ありがとうございます。賛成多数であります。よって報告第２号は報告のとおり承認されました。

続きまして日程第８報告第３号専決処分の承認についてを議題といたします。朗読は省略して管理者の説明を求めます。管理者よろしくお願い申し上げます。

管理者 はい、議長。報告第３号専決処分の承認につきまして、事務局からご説明申し上げます。

議長 事務局。

事務局長 報告第３号専決処分の承認についてご説明申し上げます。この専決処分につきましては、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき専決処分し、同条第３項の規定により、ご報告申し上げ承認を求めるものでございます。補正予算書の１ページをお開き下さい。第１条において、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ追加、減額せず、歳入歳出予算書の総額を歳入歳出それぞれ４億４千６０３万７千円とするものでございます。歳入につい

ては当初予算のままでございますので、歳出についてご説明申し上げます。
4 ページをお開き下さい。2 款総務費 1 項総務管理費 2 目施設清掃費において、1 3 節使用料及び賃借料で 4 6 万 1 千円の減額、1 7 節備品購入費で 4 6 万 1 千円の増額を計上しております。これは、残灰運搬トラックのリースを止めて購入したものでございます。

以上で報告第 3 号の説明とさせていただきます。何卒慎重ご審議賜り、ご承認下さりますようよろしくお願いいたします。

議 長 はい、説明が終わりました。本件についてのご質疑、ご意見はございませんか。はい、小野議員。

4 番 議 員 はい。5 ページの今説明ありましたけど、残灰運搬用トラック。従来はリースということで今回このトラックを購入ということの理解ですね。

議 長 はい、管理者。はい、事務局。

事 務 局 長 はい。おっしゃるとおりでございますして、リースを元々予定していたのですけれども、年式が古いことから買い取りの方に切り替えてございます。おっしゃるとおりリースをやめて購入に切り替えたということで、専決処分の方を承認していただく形になっております。以上でございます。

議 長 はい、小野議員。

4 番 議 員 もう一度、リースから購入に切り替えた理由というのは。

議 長 はい、事務局。

事 務 局 長 リース会社からの提案が 8 月にございまして、リース終了が 8 月末に迫ってございました。当初リース継続の方を考えていたのですが、リース会社が年式の古いことからリース継続に難色を示したことから買い取りの方を選択した形になります。なお、買い取りすることによって、経済的にも安価になるということでございますので、妥当な決定かと考えております。以上です。

議 長 はい、小野議員。

4 番 議 員 はい、通常我々の感覚としては、こういったものはリース。自分たちの
ものであっても、買い替えの時には購入じゃなしにリースにするというの
が通常の考え方にはなっておるんですけども、私自身は。世間一般的にそ
うなっておるんじゃないかなと理解しておるんですけど、逆にそういうふう
に購入となってきた時に、これだけの金額が今後財産としての原価償却
とかそういうのは発生するんですか。

議 長 はい、事務局。

施 設 長 この4トンダンプですけれども、8年過ぎましてもう13万14万キロ
走っております。原価償却につきましてはもう過ぎておると考えておりま
す。

議 長 小野議員。

4 番 議 員 令和5年度の決算書みたら、貨物自動車1台、軽四貨物自動車1台、
リフト車1台とあがってるんですけども、今度これ買うことによって軽四
かどうかわかりませんが、1台増えるという感覚でいいでしょうか。

議 長 はい、事務局。

施 設 長 はい、4トンダンプが組合持ち分として2台になるということでござい
ます。

議 長 谷口議員。

7 番 議 員 僕も1点だけ確認させていただきます。当初予算を編成して歳入歳出追
加減額せんと予算総額が変わらん訳でよ、流用でしとるいうことに補正と
いうかよ、こういう議会の承認ちゅうのはいるような議案なんですかね。
ほれだけ確認させて下さい。

議 長 はい、事務局。

施 設 長 当初リース計画しておったんですけども、購入ということで次は備品
になるということでその備品の科目が予算書になかったもので、備品の科
目の追加ということで議会の承認ということになっております。

議 長 よろしいですか。

7 番 議 員 もうよろしいです。

議 長 他にご質疑ございませんか。なければこれで質疑を終わります。お諮りいたします。報告第3号専決処分の承認について、報告のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長 はい、ありがとうございます。賛成多数です。よって報告第3号は報告のとおり承認されました。

続きまして日程第9認定第1号令和5年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計決算認定についてを議題といたします。朗読は省略して管理者の説明を求めます。管理者。

管 理 者 はい、議長。認定第1号令和5年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計歳入歳出決算認定につきまして事務局からご説明申し上げます。

議 長 はい、どうぞ。

事 務 局 次 長 失礼いたします。着座にて説明させていただきます。認定第1号令和5年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。本件につきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、令和5年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計歳入歳出決算について、監査委員の決算審査意見書をつけて議会の認定に付すものでございます。

まず決算の規模でございますが、歳入総額4億8千80万8千232円、歳出総額4億4千819万7千617円、歳入歳出差引額3千261万615円、実質収支額は2千744万615円でございます。内容につきましては、令和5年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計歳入歳出決算書に基づきましてご説明申し上げます。まず、1ページをお開き下さい。歳入総額でございますが、予算額4億6千622万円に対しまして、調定額4億8千80万8千232円で収入済額も同額となっております。3ページをお開き下さい。歳出総額でございますが、予算額4億6千622万

円に対しまして、支出済額４億４千８１９万７千６１７円、翌年度繰越額５１７万円、不用額は１千２８５万２千３８３円となっております。まず、歳入につきましてご説明申し上げます。５ページをお願いいたします。５ページ、１款分担金及び負担金１項分担金１目分担金２億１千７１５万７千円は、組合運営費に係る構成市の分担金と公債費の交付税算入に係る分担金となっております。次に、２款使用料及び手数料１項手数料１目ごみ焼却手数料１億５千６８０万３千９２０円は、当施設に直接持ち込まれたごみの焼却手数料収入で、令和５年度の焼却量は１万２千６１．８４トンとなっています。次に、３款財産収入１項財産運用収入１目利子及び配当金１千５１３円は施設運営整備基金の利子となっております。次に、５款繰越金１項繰越金１目繰越金１千５０４万４千８３９円は前年度繰越金でございます。７ページをお開き下さい。７ページ、６款諸収入１項受託事業収入１目ごみ焼却処理受託事業収入３２３万６４０円は粗大ごみ処理場から受託しています可燃性残渣の焼却に係る受託事業収入で、令和５年度の処理量は５３８．４４トンとなっています。次に同じく６款２項組合預金利子１目組合預金利子９２１円は、運用資金利子でございます。次に同じく６款３項雑入１目雑入１５６万９千３９９円となっています。次に、７款組合債１項組合債１目組合債８千７００万円でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。９ページをお願いいたします。９ページ、１款議会費１項議会費１目議会費３８万７９０円ですが、この内訳は、１節報酬３５万３千４２３円、１０節需用費１万６千３６７円、１１節役務費１万１千円となっています。次に、２款総務費１項総務管理費１目一般管理費４千４２７万９千２０円ですが、この内訳は、１節報酬４０２万７千９６７円、２節給料９８１万９千６３６円、３節職員手当等５２９万５千８７４円、４節共済費３８８万２千１７３円、以上合計２千３０２万５千６５０円につきましては、管理者等の報酬と正規職員３名及び会計年度任用職員２名の人件費でございます。８節旅費１６万６千４０円、１０節需用費２５万５千４０８円、１１節役務費７３万１千８７１円でございます。１１ページをお開き下さい。１１ページ、１２節委託料３４万７千６００円、１３節使用料及び賃借料３０万３千６００円、１７節備品購入費２７万１千８１０円、１８節負担金補助及び交付金３３７万６千２４１円は、退職手当組合普通負担金等となっています。２４節積立金１千５００万円は、施設運営整備基金積立金でございます。２６節公課費８０万８００円となっております。次に同じく２款１項２目清掃施設費３億８千５０８万９千９９６円ですが、この内訳は、１節報酬１千６５４万１千６３５円、２節給料１千３６７万３千１００円、３節職員手当等

1千608万1千779円、4節共済費839万5千313円、以上合計5千469万1千827円につきましては、正規職員4名、会計年度任用職員8名の人件費でございます。8節旅費67万8千980円、10節需用費1億2千798万5千540円は、維持管理の為の消耗品費、光熱水費、薬品費、施設の修繕費等でございます。13ページをお開き下さい。11節役務費24万2千646円、12節委託料5千959千50円は、焼却灰埋立処分委託料、各種機器の保守点検整備に係る委託料等でございます。13節使用料及び賃借料79万2千円は、残灰運搬用トラックリース料でございます。14節工事請負費1億2千64万8千円は、施設整備工事、各機器の整備工事等に係る費用でございます。15節原材料費19万7千714円、18節負担金補助及び交付金2千884万3千839円は、大阪湾広域臨海環境整備センター建設事業負担金、ごみ処理施設調査研修補助金、派遣職員3名の人件費の負担金でございます。26節公課費5万400円でございます。15ページをお開き下さい。次に同じく、2款2項監査委員費1目監査委員費1万円でございますが、この内訳は1節報酬1万円でございます。次に、3款公債費1項公債費1目元金1千696万8千519円、同じく3款1項2目利子が、146万9千292円でございます。

なお、17ページには実質収支に関する調書並びに財産に関する調書を添付いたしております。

以上で認定第1号令和5年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計歳入歳出決算についてのご説明を終わらせていただきます。何卒慎重ご審議いただき、認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議 長 はい、説明が終わりました。本件についてのご意見、ご質疑をお伺いいたします。印部議員。

6 番 議 員 14ページの18節大阪湾広域臨海環境整備センター建設事業負担金488万円とあるんですが、これは単年度だけですか継続ですか。

議 長 はい、事務局。

施 設 長 毎年大阪湾の埋立地等を整備する金額を負担することで継続毎年あります。

議 長 はい、印部議員。

6 番 議 員 これは、市町村とか団体が百近くあったように思ったんですが毎年合計でなんぼのお金集めとるんですか。

議 長 はい、事務局。

施 設 長 近畿圏全体で169団体ございまして、全体でなんぼ集めとるかというのは今ちょっと。

6 番 議 員 はい、議長。

議 長 はい、印部議員。

6 番 議 員 これは継続やけど、どれぐらいの継続がある訳ですか。

議 長 はい、事務局。

施 設 長 フェニックス事業が継続する限り、この負担金は団体に年度によりましてその増減はあると思うんですけども、求められるものと考えております。

議 長 はい、印部議員。

6 番 議 員 ということは、うちが488万円出すのはそんでええんですけど、いつが終着点かわからんのですか。

議 長 はい、事務局。

施 設 長 今現在フェニックス事業の2期事業が今進行しておりまして、センター内部の方で3期事業の計画を進めております。3期事業が決定しますと新たに埋立地の場所を考えまして、3期事業ということに入っていきますので、今のところフェニックス計画の終わりは見えておらないということになります。

議 長 よろしいですか。他にご質疑ございませんか。吉田議員。

- 9 番 議 員 1 ページから 2 ページにかけて手数料が増額になっておりますけども、この要因というのはどういうふうに認識されていますか。
- 議 長 はい、事務局。
- 施 設 長 手数料のほうですね。1 千 3 8 0 万円ほど増額になつとるんですけども、これはコロナが 5 類になったということで、経済活動が回復してきたというふうなところと草木の袋入れというところを解除したということで結構その草の搬入が増えております。その 2 つぐらいが手数料増加の要因と考えております。
- 9 番 議 員 はい、議長。
- 議 長 はい、吉田議員。
- 9 番 議 員 今も見てても今日も軽トラで草木を持って来た人がいてたんですけども、個人で持って来る分には受付してると思うんですけど、業界の人たちが草木だったり空き家対策のものを持ってきたりする時の規制っていうものはあるんでしょうか。
- 議 長 事務局。
- 施 設 長 草木につきましては、うちの搬入は一般廃棄物限定でございまして、業者が空き家対策で搬入する場合でも一般廃棄物に属するものと産業廃棄物に属するものに分けられますので、解体とか建設に関わるものでありますと産業廃棄物に関わりますので、産業廃棄物の部分のうちでは受付けてないという状況でございます。
- 議 長 はい、吉田議員。
- 9 番 議 員 1 日に何台とか業界に対して草木なんかを規制するようなことは、今はないということでよろしいでしょうか。
- 議 長 はい、事務局。
- 施 設 長 草の搬入ですけども、2 トン車換算で午前 1 車、午後 1 車という 2 車と

いうことで通知しております。

議 長 はい、吉田議員。

9 番 議 員 規制で困っているというような話ちらっと聞いたんですけども、そこらへんは焼却量がオーバーするとかそういうことで規制をかけているということですか。

議 長 はい、事務局。

施 設 長 焼却量もかなり切迫しておるんですけども、ごみピット内に草の搬入がですね、草が多くなりますとクレーンの方で攪拌という作業をやるんですけども、攪拌が思うようにできないというところもありまして、草の方は今現在そういうふうな午前午後1車1車という形をお願いしておるところでございます。

議 長 はい、吉田議員。

9 番 議 員 それと、この主要施策の成果等報告書の中で、3ページですかね。豚熱で約3トンぐらい7月、8月にしておりますけれども、これは豚熱にかかった豚をここで焼却したということによろしいですか。

議 長 はい、事務局。

施 設 長 豚熱発生しまして、当初家畜保健所の方でミンチと言うか言葉わかりませんけれども、そういうふうにするとかいろいろ情報が錯綜しておりまして、小さい豚ですね子豚。袋に入る程度のやつ。それをとりあえず先行して燃やしてもらえないかということで、それを処分した数字でございます。大きい大多数ところは、うち以外の他で処分したということです。

議 長 はい、吉田議員。

9 番 議 員 そうすると、この手数料というのは豚を飼ってるところから手数料をいただいたということによろしいですか。

議 長 はい、事務局。

施設長 家畜防疫法に則りまして、県の方で手数料をうちの方に納付しております。

議長 よろしいですか。谷口議員。

7 番 議員 一点だけ。このごみ焼却手数料ちゅうのは、私はこれ事業所系のごみの手数料というような認識しとるわけですけれども、そういう理解でよろしいかね。

議長 はい、事務局。

施設長 家庭系ですね。曜日にごみステーションに持っていく分ですね。それ以外の部分が、そのごみ焼却手数料。ほぼほぼ94パーセントぐらいが事業者からの搬入になっております。

議長 はい、谷口議員。

7 番 議員 この付属のこのやつに出とった施策報告書見よったら、洲本市で6千81トン、南あわじ市で6千611トンという合計で事業所系のごみの搬入がされとるという理解なんやけど、この双方の足した事業所のごみのやつが1億5千680万3千920円いうやつか。そういうこと理解でよろしいでしょうか。

施設長 すみません。最後の方もう1回。

7 番 議員 洲本市と南あわじ市の事業系のごみが6千81トンいうのと、南あわじ市が6千611トンちゅうやつが事業所系でごみの搬入ちゅうかごみの焼却で入っとるわけやね。その合計でよ、1億5千680万3千920円という理解でよろしいんやねという。

議長 はい、事務局。

施設長 おっしゃるとおりです。

議長 よろしいですか。谷口議員。

7 番 議 員 ほんでよ、事業所のごみ手数料ちゅうのは若干値上げしたと思うねんけどよ、今1トンあたりなんぼといよるので。

議 長 はい、事務局。

施 設 長 今、10キロで130円。トンあたり1万3千円となっております。

議 長 他にご質疑ございませんか。木場議員。

10 番 議 員 決算書の17ページ、基金の積立が1億ぐらいになっとるんですが、この基金というのはどういう目的で積み上げているんですか。もう間もなくこの施設もですね、広域のほうに移行すると聞いとるんやけども、まだいろいろと整備せんなんことあるんですか。

議 長 はい、事務局。

施 設 長 この基金ですけれども、施設整備運営基金ということで、例えば大規模な故障ですね。そういうことが発生したときに賄えるようにということで、基金を積み上げております。

議 長 はい、木場議員。

10 番 議 員 もうそろそろつこてしまうほうがええんちゃいますか。あまり貯めるより。そない思うねけど、そのへんはどうですか。

議 長 はい、事務局。

施 設 長 結構予算を組むのにもこの頃やっぱいろいろなもの値上がりしてきまして、ちょっと逼迫しております。その中でまたこの基金をどうするか言う話も両市の財政課等々と協議しながら考えていきたいと思うんですけれども、例えば中央制御のコンピューターシステムですね、そのあたりが例えば落雷等でいかれてしもたという風なことが発生すると、かなりの額発生しますので、1億ぐらいの基金は持っておくべきかなと思うんですけども、それは私の感想でございます。

議 長 はい、木場議員。

10 番 議員 新しい土地の仕事をやっとなるんやけども整備を。ここはどういうかっこで広域のほうに渡すんですか。もう取り壊して更地にして渡すんですか。そのへんどないなってますか。

議 長 はい、事務局。

事 務 局 長 ここのやまなみ苑に関しましては、今後広域行政、3市含めて、財産のほうの関係ございますので、まずやまなみ苑の関係は、洲本市、南あわじ市が話してそれでもって広域含む3市で財産の処分等今後考えていくという形になろうかと思っております。

議 長 はい、木場議員。

10 番 議員 整備は3市でやると。広域でやると。取り壊しは、今のこの2市でやるわけですか。

議 長 はい、事務局。

事 務 局 長 取り壊しするタイミングなんですけども、取り壊しに関してですが、一般的に循環型交付金というものが環境省の方にございます。この金額に関してはかなりな取り壊し、数十億かかるものも想定されますので、一般的には取り壊しに関しては、新しい組織が引き受けた段階ですね、新組織でもって解体するっていうのが一般的なようです。でもってですね、国に申請をあげてですね、交付金対象になるような形ですれば、一番費用が最終的に抑えられるというようなこともありますので、そういうことから考えましてですね、取り壊しに関しては広域行政の方で進めるという形になろうかと考えております。

議 長 よろしいですか。他にご質疑ございませんか。はい。

9 番 議員 今の話で14ページとかに工事請負費とかが決算に出てるんですけども、令和11年度に広域行政が出発するということで、こないだ入札の結果も議員に資料としていただいたんですけども、ある一定の先が見えてる中でどういうふうな工事をこれからしていくかとか、そういう計画とかそうい

うふうな計画とかほぼほぼ決めていく。必要な工事はあると思うんですけども、そこらへんの見極めってすごく難しいと思うんですけども、どういうふうにされてるんですか。

議 長 はい、事務局。

施 設 長 年々の補修工事ですけれども、毎年1億2千万円レベルの工事をやっておりますんですけども、これは最後の令和11年の2年前ぐらいまで、自分の主観なんですけれども、続いていくかなと思っております。それから、レンガの部分であるとか必要な部分だけに段々と絞っていくというふうな形で、まだ令和7年、8年ぐらいはしっかりとやらないと最後までたないという思いでおります。

議 長 はい、吉田議員。

9 番 議 員 さっきも緊急のトラブルがあったりするということで基金を積み上げているという話があったんですけども、必要な工事をどう設定するかっていうのは難しいと思っているのと、今造成工事が始まっていますけども、それで途中から工事車両があちに抜けるようなことで持ち込みにはそう不便は感じてないというところになってるんでしょうか。

議 長 はい、事務局。

事 務 局 長 今のところですね、地元のご理解を頂きながら工事を進めておりまして一般車両、パッカー車のほう、やまなみ苑に搬入する時には最大限支障をきたさないような形で工事のほうを進めているというのを、広域行政を通じて聞いてございます。今のところですね、大きなトラブル等なく、しかも入口部分についてはですね、高架下のところ、ガードマンがついてまして、それぞれ入ってくる前にですね、交通の方捌いたうえで進入の方してしますので、現状で言えば大丈夫な状況で、支障なく今後も引き続きですね、工事の方進めていくといったことを広域行政から聞いてございます。

議 長 はい、吉田議員。

9 番 議 員 今は、造成工事ですからそうトラックとか限られていると思うんですけど、実際工事が始まっていくとすごく工事車両とかが増えるんですけど、

今のルートを通っていくということで、やまなみの持ち込みとかパッカー車とかそういうところでは支障はないような計画に今なってるんですか。

議 長 はい、事務局。

施 設 長 やまなみ苑に持ち込む搬入車両ですね、今まで従来使っておるルートを通るということで、工事車両につきましては、それ以外の別ルートを計画しておりますので、バッティングして複雑になるとかいうことは発生しないというふうに考えております。

議 長 よろしいですか。他にご質疑ございませんか。なければこれにて質疑を終わります。お諮りいたします。認定第1号令和5年度一般会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長 それでは賛成多数でありますので、認定第1号は原案のとおり認定されました。この際議案を日程に追加して、議事を進行したいと思いますので、只今から追加日程をお配りさせていただきます。

(追加日程配布)

議 長 配布されましたけども、配布漏れはございませんか。なければ追加日程を事務局に朗読していただきます。事務局よろしく。

事 務 局 次 長 失礼いたします。
洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会議事追加日程
令和6年12月23日
追加日程第2 議案第8号 洲本市・南あわじ市衛生事務組合職員の
給与に関する条例の一部を改正する条例
制定について
以上でございます。

議 長 朗読が終わりました。お諮りいたします。議案第8号を日程に追加して、審議を行います。これに異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 異議なしと認めます。よって議案第8号を日程に追加し、直ちに審議を行うことに決しました。追加日程第2議案第8号洲本市・南あわじ市衛生事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。朗読は省略して管理者の説明を求めます。管理者よろしく。

管 理 者 はい。議案第8号洲本市・南あわじ市衛生事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、事務局からご説明を申し上げます。

事 務 局 長 それでは、議案第8号洲本市・南あわじ市衛生事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、ご説明を申し上げます。本件は令和6年の人事院勧告に基づきまして、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては、令和6年4月1日より行政職給料表を改定しまして、期末手当、勤勉手当それぞれ6月分に関してはすでに支給済であるため、12月分でまとめて期末勤勉手当をそれぞれ正規職員につきましては100分の5、再任用職員につきましては100分の2.5引き上げるものでございます。また、附則で施行期日等を定めております。以上で議案第8号についての説明を終わらせていただきます。何卒慎重ご審議賜りまして、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長 説明が終わりました。本件についてのご質疑、ご意見等はございませんか。はい、吉田議員。

9 番 議 員 これは市とかいろんなところで、期末勤勉手当0.1か月を引き上げるということの改正が主なものだと思うんですけども、これによって予算が必要になってくると思うんですけども、いくら計算されていますか。

議 長 事務局。

施 設 長 この給与条例の改正により必要となる予算につきましては、予算の範囲内でいけるというふうに考えております。

議長 はい、吉田議員。

9 番 議員 金額をいくら試算されているのかっていうのを聞いたんですけども、普通ですとこういうのは南あわじ市もそうですけど、補正予算を組んで対応するということになってるわけですけども、今の説明ですと今ある予算の中で振り分けていけるという説明だったかと思うんですけど。

議長 はい、事務局。

施設 長 全体で140万円ぐらいの増額となると思います。

議長 はい、吉田議員。

9 番 議員 補正予算を組まずに先程言ったように予算の中で消化するとか、するというのはどうなのかなと思うんですけど、それだけ予算を余分に見てたのかということになる。

議長 はい、事務局。

施設 長 手当の部分でありますとか、その部分になりますと工事計画の日程によりまして、時間外でありますとかその増減がございます。あと年休取得によりまして手当の減額とかそのあたりで対応できていくかと考えております。

議長 はい、吉田議員。

9 番 議員 普通ですと補正予算を組んで、この部分を上げていくというのがルールでないのかなと思うんですけど、そこらは管理者としても副管理者としてもどうですかね。やっばし市ですと、今回も補正予算組んで期末勤勉手当していったと思うんですけど、こういうやり方っていうのは。工事とかで増減が出るというのはわかるんですけども、それでいいのかなというのがちょっとあるんですけど。

議長 はい、管理者。

管 理 者 非常に従業員の数も少ないということでですね、当初の予算の時に残業手当ですとか、そういうものをある程度見込んでやっています。だいたい期

末になるとこの余剰が出てくるというような形になりますので、今回の場合はそれで飲み込めるということなので、科目も予算も一切変更なしになるのですね、補正予算にはあげていないということになります。

議 長 はい、吉田議員。

9 番 議 員 基本的にはやはり補正予算をあげて、予算を精査しながら提案するというのがルールでないのかなと思ったりするんですけどね。でない和其他のところを流用というような感じに今の説明になってるんでどうなのかなと。

議 長 はい、事務局。

施 設 長 人件費内で、流用可能項目で今回はのめるということで。もう少し大きくなってくると補正案件になってくるのかなと感じます。

議 長 はい、吉田議員。

9 番 議 員 先程もリースの関係で補正出たように、やはり条例をみるときはそういうふうに、やはり補正予算が伴うものであればその時に補正予算をあげてくるというのが、ルールやと思っているので、金額の大小ということになるのかなと思ったりするんですけど。

議 長 はい、管理者。

管 理 者 私もそこまで細かく見てなかったところが実際のところなんですけど。ただ補正にあげる項目はないんだと思います。人件費であがっていてその中でやるのですね、補正予算の項目として変更する部分はないと。従って補正予算をあげないということになると思います。

議 長 はい、吉田議員。

9 番 議 員 やっぱルールを。人件費ですから、流用が可能な項目に人件費がなるのかってことはあると思うんです。そこらへんはやはりきっちりしていった方がいいのではないかなと思ってます。改正については反対するものではないんですけども、やっぱし事務処理としてはどうなのかというところはあるんですけどね。

議 長 はい、事務局。

施 設 長 人件費につきましては1から4までですね、その部分は人件費内で流用可という形で条例なっておりますので、その範囲内で、1節から4節の範囲内で流用ということでございます。

議 長 はい、吉田議員。

9 番 議 員 会計年度任用職員も同じように期末勤勉手当いうところで、今回それも増額というところでよろしいですか。

議 長 はい、事務局。

事 務 局 長 会計年度任用職員につきましても、同じような形で増額を予定してございます。このたびの8号に関しましては、正規職員のほうが該当するためこの8号は正規の部分の提案でございます。

議 長 はい、吉田議員。

9 番 議 員 9ページになるんですか。会計年度任用職員に関する条例っていうのがあるんですけど、期末勤勉手当入っているというところになると、同額というところで理解するんですけど、そういうのではないんですか。

議 長 はい、事務局。

事 務 局 長 ちょっとすみませんが、聞きづらかったんでもう一度お願いします。

9 番 議 員 はい。改正後で9ページで。よろしいですか。

事 務 局 長 改正前改正後の。

9 番 議 員 ここに勤勉手当っていうのを追加してますよね。ということになると会計年度の方も勤勉手当が支給されるっていうか、0.1か月。同じような形になるのかっていうことをお聞きしているんですけど。

議 長 はい、事務局。

事 務 局 長 勤勉手当は支給済でございます。期末手当に関しましては附則の10ページでございます改正前の給与に関する条例を適用するということとさせていただきます。

議 長 はい、吉田議員。

9 番 議 員 会計年度の方も同じように、0.1か月出るんですかということをお願いしてるんですけど。

議 長 はい、事務局。

施 設 長 会計年度につきましては、令和7年4月から実施していくということです。

議 長 はい、吉田議員。

9 番 議 員 そうすると、今回は対象外ということになるんですか。

議 長 はい、事務局。

施 設 長 そういうふうになっております。

議 長 はい、吉田議員。

9 番 議 員 なんで正規の方と会計年度は来年からというようなことになるんですか。

議 長 はい、事務局。

事 務 局 長 会計年度任用職員のほうに関しましては、やまなみ苑に関しましては洲本市のほうのやり方を倣っているような状況でございます。洲本市に関しまして会計年度任用職員の期末勤勉手当に関しましては4月1日以降に人勧の内容を反映させるというふうな内容でございます、やまなみにおいても同じ形をとらせていただいているという状況でございます。

議 長 他にご質疑ございませんか。なければ終了いたします。お諮りいたします。議案第8号洲本市・南あわじ市衛生事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議 長 ありがとうございます。全員多数ということで、よって議案第8号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。本定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。これにて洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会を閉会することにいたします。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、これにて今期洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会を閉会いたします。閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。今期定例会における議案案件をとどこおりなく議了いたしましたことは、議員各位の慎重なるご審議の賜物であり、厚くお礼を申し上げる次第でございます。議員の皆様におかれましては、何かとご多忙のこととは存じますが、この上もご自愛いただきまして、当事務組合の運営にご尽力を賜らんことをお願いいたします。これで閉会のご挨拶とさせていただきます。終わります。それでは、副管理者の上崎市長よりご挨拶いただきます。

副 管 理 者 はい、議長。

議 長 はい、上崎市長。

副 管 理 者 閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。まずこの議会におきまして新たに近藤議長並びに谷口副議長がご誕生されました。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。本日ご提案申し上げました諸案件につきまして、議員各位の慎重なるご審議をいただき、適切妥当なご決定をいただきました。ありがとうございます。議員各位におかれましては、当組合の健全な運営が進められますよう今後とも変わらぬご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが閉会にあたっての挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

(閉 会 1 1 時 1 0 分)

以上、会議のてん末を記しその相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会 議長

洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会 議員

洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会 議員